

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 8 月 25 日

金 曜 日

第 4246 号

目 次

告 示

- 土地改良事業計画変更の認可 1
- 特定第 2 号漁業者に係る共済契約締結申込みの同意
- 土地区画整理事業の終了認可 3

公 告

- 県有財産に係る一般競争入札の実施
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 6
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出 8

公安委員会公告

- 検定合格者審査の実施 9
- 警備員検定の実施 11

告 示

富山県告示第365号

土地改良事業計画変更の認可について

大久保用土地改良区から申請のあった土地改良事業計画変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、平成29年 8 月 16 日認可した。

平成29年 8 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第366号

特定第 2 号漁業者に係る共済契約締結申込みの同意について

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出があった次の共済契約の

締結の申込みに係る特定第 2 号漁業者の同意については、法第 108 条第 2 項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第 5 項において準用する法第 105 条の 2 第 4 項の規定により公示する。

平成 29 年 8 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

法第 105 条第 1 項第 2 号ロの規定により定める区域及び区分		発 起 人	届出年月日
区 域	区 分		
漁業災害補償法の規定による一定の水域又は区域について（昭和 49 年富山県告示第 1147 号。以下「告示」という。）の 2 の表の黒部・魚津区域 （くろべ漁業協同組合の地区のうち旧黒部市（平成 18 年 3 月 30 日における黒部市をいう。以下同じ。）及び魚津漁業協同組合の地区）	魚津市の区域に住所を有する者（以下「魚津市在住者」という。）が営む小型いか釣り漁業	寺西 勉 好栄丸水産株式会社 代表取締役 田中 智宏	平成 29 年 7 月 28 日
	魚津市在住者が営むぶり定置漁業	有限会社藤吉水産 代表取締役 館 雅尚 魚津水産株式会社 代表取締役 油本 憲太郎	平成 29 年 7 月 28 日
	魚津市在住者が営むほたるいか定置漁業	魚津水産株式会社 代表取締役 油本 憲太郎 三ツ和定置網組合 代表者 貫和 司郎	平成 29 年 7 月 28 日
	魚津市在住者が営む告示の 2 の表の黒部・魚津区域の項の(13)及び(14)に掲げる定置漁業以外の大型定置漁業又は旧黒部市在住者が営む大型定置漁業	有限会社藤吉水産 代表取締役 館 雅尚 高峯定置網組合 組合長理事 濱田 清人	平成 29 年 7 月 28 日
	魚津市在住者がべにずわいかにかご縄漁業とばいかご縄漁業とを併せ営む漁業	濱多 文子 有限会社小森漁業 代表 小森 富雄	平成 29 年 7 月 28 日
	法第 104 条第 2 号に掲げる漁業のうち、旧黒部市在住者が営む告示の 2 の表の黒部・魚津区域の項の(1)から(5)までに掲げる漁業及び大型定置漁業以外の漁業	小幡 孝治 能登 守作	平成 29 年 7 月 28 日
	法第 104 条第 2 号に掲げる漁業のうち、魚津市在住者が営む告示の 2 の表の黒部・魚津区域の項の(6)から(17)まで	宮島 政利 魚住 義彦	平成 29 年 7 月 28 日

	<p>に掲げる漁業（(15)に掲げる漁業にあつては、魚津市在住者に係るものに限る。）以外の漁業</p>		
--	---	--	--

富山県告示第367号

土地区画整理事業の終了認可について

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第13条第 1 項の規定により射水市小杉インターパーク土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第 4 項において準用する同法第 9 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成29年 8 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 土地区画整理事業の名称
射水市小杉インターパーク土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
射水市土地開発公社 射水市新開発410番地 1
- 3 事業施行期間
平成26年 5 月 21 日から平成30年 3 月 31 日まで
- 4 施行地区
射水市入会地字天池、入会地字水蔵場、上野及び上野字東反坊の各一部
- 5 施行認可の年月日
平成26年 5 月 21 日
- 6 終了の認可の年月日
平成29年 8 月 25 日

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

県有財産に係る一般競争入札の実施

県有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地

方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第1項の規定により公告する。

平成29年 8 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する物件

物件番号	所在地	地積（実測）	地目	予定価格	入札保証金
1	富山県富山市八尾町 小長谷字水沢2365番 ほか18筆	9,428.76平方 メートル	宅地	52,650,000円	5,265,000円

備考 予定価格とは、あらかじめ県が定めた最低売払価格をいう。

2 入札に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する方は、この入札に参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令第 167条の 4 第 1 項に規定する者又は同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後 2 年を経過しないもの若しくはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 富山県が定める富山県インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「県ガイドライン」という。）並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾又は遵守しない者
- (3) 4 により、あらかじめ一般競争入札への参加の申込みをしていない者
- (4) 今回の入札において特別に定める制限に該当する者

なお、(4)については、お問い合わせください。

3 県ガイドライン及び契約条項を示す日時及び場所

- (1) 日時 平成29年 9 月 4 日（月）から平成29年 9 月 21 日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、平成29年 9 月 4 日にあつては午後 1 時から午後 5 時まで、平成29年 9 月 21 日にあつては午前 9 時から午後 2 時までとする。
- (2) 場所 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県経営管理部管財課県有施設総合管理推進班

電話番号 076-444-3172 (直通)

4 入札参加申込み

一般競争入札に参加しようとする方は、あらかじめヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行った後、平成29年9月21日（木）午後2時までに、別に定める申込書及び添付書類を、富山県経営管理部管財課へ持参されるか、又は簡易書留でお申し込みください（簡易書留は、締切期限の消印有効です。）。

5 入札保証金

入札に参加しようとする方は、前記1の表に掲げる入札保証金を県が指定する方法により納付しなければなりません。

6 入札及び開札の場所及び期間等

- (1) 場所 公有財産売却システムによる。
- (2) 入札期間 平成29年10月5日（木）午後1時から平成29年10月12日（木）午後1時まで
- (3) 開札日時 平成29年10月12日（木）午後1時

7 入札の方法

- (1) 公有財産売却システムにより入札価格を登録してください。なお、この登録は、1回に限り行うことができます。
- (2) 郵便による入札書の提出は、認めません。

8 落札者の決定方法

売却物件（公有財産売却の出品区分）ごとに、予定価格以上の最高価格で入札した方を落札者とします。

9 入札の無効

この公告に示した入札に必要な資格のない者及び入札に必要な資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とします。

10 契約の締結

落札者は、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（日曜日及び土曜日は算入しません。）に契約を締結する必要があります。この期間内に契約を締結しない場合は、入札保証金は、県に帰属します。

11 契約書の作成の要否及び売買代金の支払方法

落札者は、県と落札物件に関する契約書の作成を行ったうえ、代金を知事の発行する納入通知書により指定する期限までに支払わなければなりません。

12 用途の制限

- (1) 落札者は、県有財産売買契約締結の日から起算して 5 年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することができません。
- (2) 落札者は、売買物件を暴力団施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供することができません。

13 現地説明

- (1) 日時 平成 29 年 9 月 12 日（火）午後 3 時から
- (2) 場所 売却物件の現地
- (3) 現地説明に参加される方は、平成 29 年 9 月 8 日（金）午後 5 時までに富山県経営管理部管財課へ連絡してください。

14 その他

- (1) 現地説明を希望されない方が入札に参加された場合でも、現地説明における各種事項について、すべて了知されているものとみなします。
- (2) 今回の入札結果を含めた契約内容について、県は、落札者の同意を得たうえで公表できるものとします（ただし、個人に関する情報を除く。）。

15 問い合わせ先

富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県経営管理部管財課県有施設総合管理推進班

電話番号 076-444-3172（直通）

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）附則第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第 6 条第 3 項に

において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成29年8月25日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

ダイソー&アオヤマ 100YEN PLAZA 富山田中町店
富山市西新庄2011番地 ほか

2 店舗を設置する者 株式会社大三企画

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時及び午後8時

(変更後) 午前10時及び午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時45分～午後8時15分

(変更後) 午前9時45分～午後9時15分

4 変更の日 平成18年8月21日

5 上記3の変更に係るもの以外の事項

(1) 店舗において小売業を行う者 株式会社青五

(2) 店舗面積の合計 1,180㎡

(3) 店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数 建物北側ほか 47台

イ 駐輪場の位置及び収容台数 建物東側 21台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積 建物東側 76㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物東側 6㎡

(4) 店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所 南側ほか

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時～午後10時 ほか

6 届出の日 平成29年8月9日

- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 8 縦覧期間 平成29年8月25日から平成29年12月25日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2)(1)の事項の公表の可否
- (3)当該店舗の名称及び所在地
- (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成29年8月25日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アルビス黒部店 黒部市荻生4422
- 2 大規模小売店舗を廃止する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田3-4 代表取締役社長 大森 実

株式会社クスリのアオキ 石川県白山市松本町2512番地 代表取締役社長 青木 宏憲

- 3 大規模小売店舗の廃止前の店舗面積の合計 2,009㎡
- 4 大規模小売店舗の廃止後の店舗面積の合計 0㎡
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成27年3月28日
- 6 廃止する理由 当該店舗を閉店したため

検定合格者審査の実施について

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第9条の規定により公示する。

平成29年8月25日

富山県公安委員会委員長 久和 進

1 検定合格者審査の実施日時、種別及び受験定員

(1) 平成29年11月20日（月）

午前10時から午後3時30分まで（受付は午前9時30分から）

ア 空港保安警備業務に係る1級の検定合格者審査

イ 空港保安警備業務に係る2級の検定合格者審査

ウ 施設警備業務に係る1級の検定合格者審査

エ 施設警備業務に係る2級の検定合格者審査

（受験定員はアからエの合計で10名）

(2) 平成29年11月21日（火）

午前10時から午後3時30分まで（受付は午前9時30分から）

ア 交通誘導警備業務に係る1級の検定合格者審査

イ 交通誘導警備業務に係る2級の検定合格者審査

（受験定員はア、イの合計で10名）

(3) 平成29年11月22日（水）

午前10時から午後3時30分まで（受付は午前9時30分から）

ア 貴重品運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査

イ 貴重品運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査

（受験定員はア、イの合計で10名）

2 検定合格者審査の実施場所

富山県富山市高島7番11号

富山県警察装備センター

3 事前受付の期間及び受付先

(1) 期間

平成29年9月19日（火）から同年10月6日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話076-441-2211・内線3045）で電話受付する。

4 審査申請書の受付期間及び受付先

(1) 期間

平成29年10月10日（火）から同年10月19日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

審査申請書は、次のアからウのいずれかの警察署に提出すること。

ア 申請者の住所地を管轄する警察署

イ 申請者が警備員の場合、所属する警備会社の営業所を管轄する警察署

ウ 審査を受けようとする旧検定合格証の交付手続を行った警察署

5 申請に必要な書類

(1) 審査申請書 1通

(2) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉

(3) 旧検定合格証の写し

(4) 富山県公安委員会以外で旧検定合格証の交付を受けた場合で、今回、富山県公安委員会の審査を受けるときは、住所地が富山県内にあることを疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写しなど）又は富山県内の営業所に属することを疎明する書面（所属証明書など）

6 手数料

4,700円（申請時に富山県収入証紙で納付すること。）

申請後の受験の取りやめによる手数料の返還、審査種別の変更等は認めない。

7 その他

- (1) 受験当日は、審査種別に係る旧検定合格証を持参すること。旧検定合格証の持参がない場合は審査を受けられない。
- (2) 学科試験に合格した者は、実技試験に進み、徒手の護身術（基本の構え、体さばき、前突き）を行う。服装は動きやすいものであれば、特に指定はしないが、警備員としての品格を疑われるような服装は避けること（ヘルメット、帽子、手袋、警笛等は不要）。
- (3) 審査に合格し、成績証明書の交付を受けた場合は、これを添付して合格証明書の交付申請を行うこと。ただし、成績証明書の有効期限は1年であることに注意すること。

8 問合せ先

富山県警察本部生活安全全部生活安全企画課警備業係

(電話076-441-2211・内線3045)

警備員検定の実施について

警備業法（昭和47年法律第117号。）第23条第1項の規定に基づき検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。）第7条の規定により公示する。

平成29年8月25日

富山県公安委員会委員長 久和 進

1 検定実施日時、受検定員

警備業務の種別	級	実 施 日 時	定 員
施設警備業務	2 級	平成29年11月28日（火） 午前9時から午後5時まで	30人
交通誘導警備業務	2 級	平成29年11月29日（水） 午前9時から午後5時まで	30人

2 受検資格

富山県内に住所がある者又は富山県内の営業所に属する警備員

3 検定実施場所

富山県富山市高島 7 番 11 号

富山県警察装備センター

4 事前受付の期間及び受付先

(1) 期間

平成 29 年 9 月 19 日（火）から同年 10 月 20 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話 076-441-2211・内線 3045）で電話受付する。

(3) 受検者の決定等

ア 受検希望者の数がそれぞれの予定人員を超えなかった場合は、その全員を受検者とする。

イ 受検希望者が予定人員に達した時点で受付を終了する。

5 検定申請書の受付期間及び受付先

(1) 期間

平成 29 年 10 月 16 日（月）から同年 10 月 27 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2 葉

ウ 申請者が富山県内に居住することを疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写しなど）

エ 申請者が富山県外に居住している場合は、富山県内に所在する警備会社の営業所に属することを疎明する書面（所属証明書など）

(4) 提出方法

提出書類は、受付先へ直接持参するものとし、郵送等による提出は認めない。

6 手数料

次に掲げる額の手数料を受検票受領時に富山県収入証紙により納入すること。

なお、申請後の受検の取りやめによる手数料の返還、受検種別の変更等は認めない。

検定の種別	受検手数料
施設警備業務 2級	16,000円
交通誘導警備業務 2級	14,000円

7 受検票の交付

検定申請書を提出した者に対しては、原則として即日受検票を交付する。

8 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係
(電話076-441-2211・内線3045)

